

〈参考資料〉

学校におけるインフルエンザ出席停止期間

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。（学校保健安全法施行規則第19条）

なお、発症当日は0日目となります。

最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。

○解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

	症 状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例1	発症後1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可		
例2	発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可		
例3	発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可		
例4	発症後4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
例5	発症後5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可

その後は、解熱した日によって出席停止期間が順次延期されます。